

## 「元気に育つ志木っ子条例」の制定に伴う事業が スタートしました！

子どもの健やかな成長に向け、家庭教育を支援することを目的に、全国に先駆け「元気に育つ志木っ子条例」（条例名 志木市子どもの健やかな成長に向け家庭教育を支援する条例）を制定しました。

それに伴い、保護者や子ども、市民の皆さんに条例の趣旨を理解していただくための事業を展開します。

### 1. 元気に育つ志木っ子条例とは

志木市の将来を担う志木っ子たちが、インターネットやトレーディングカードなどの利用に起因するトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐため、各家庭においてインターネットやトレーディングカードなどの利用に関する取り決めを行うことや、学校、地域などの責務を明確にした条例です。

### 2. 条例制定に伴う事業の展開～この事業に注目！～

#### (1) 子どもたちへの教育

- ・ 6月から市内の小・中学校全校で、児童生徒を対象としたインターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する講演を行います。
- ・ 全児童生徒に、家庭での約束を書き込むことができるクリアファイルと、インターネットやトレーディングカード等による相談窓口を周知するための「相談連絡先カード」を配布します。

#### (2) 保護者に対する講座を実施

各小・中学校のPTAが主催する「家庭教育学級」において、インターネットやトレーディングカード等の適切な利用に関する内容を含む講座を全校で実施します。

#### (3) 地域住民への啓発

- ・ リーフレットを全戸配布して、市民に条例の理解と協力をお願いします。
- ・ 市民が自主的に、条例の周知及び啓発に係る講演会を実施する場合、補助金を交付します。

#### (4) 相談窓口の設置

6月14日（木）から子どものインターネットやトレーディングカード等に起因する問題の相談会を市役所にて行います（毎月第二木曜日に実施）。

記者発表資料  
平成30年5月23日  
教育政策部 生涯学習課  
生涯学習・文化財グループ  
担当者／主任 松永 真知子  
電話番号／048-473-1111  
内線3130